

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人
取手市社会福祉事業団

目 次

○介護老人福祉施設	1～8
・令和2年度の行事予定	9～10
○短期入所生活介護事業	11
○通所介護事業	12～13
・令和2年度の主な行事予定	14
○取手市配食サービス事業	15
○居宅介護支援事業所	16
○配食サービス事業	17
○地域貢献事業	17

介護老人福祉施設

1. 運 営 方 針

(1) 理 念

取手市ふれあいの郷は、指定介護老人福祉施設として、老人福祉法及び介護保険法の主旨及び目的を基本理念とし、「取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷の設置及び管理に関する条例」、「同管理規則」に基づいて、取手市から施設の管理運営を社会福祉法人取手市社会福祉事業団が受託し、『公設民営』の事業所として、地域の福祉施設としての特色を発揮しながら、利用者の基本的人権を尊重し、安定した老後を過ごせるように、各関係法令に基づき、適正かつ効率的に運営するものとする。

○ 老人福祉法

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

○ 介護保険法

(目 的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 社会福祉法

第3条 福祉サービスの基本理念

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとし、良質かつ適切なものでなければならない。

(2) 基本方針

取手市ふれあいの郷は、緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、指定介護老人福祉施設として、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って介護福祉サービスを提供するものとする。

また、生活の場にふさわしい『明るく家庭的な雰囲気』をモットーとし、取手

市や福祉関係機関、病院、サービス提供事業所等との密接な連携の下、家庭や地域との結びつきを大切にして、安心と信頼のおける施設を目指して運営する。

(3) 令和2年度の主な目標

- ① ご利用者の生活全般についてのニーズに対し、施設サービス計画書の作成（更新～実施・対応）を継続していく。
- ② 身体拘束ゼロを目指して、身体拘束適正化検討委員会に諮り、ご家族とともにより良い支援を検討していく。
- ③ ご利用者に安心して生活を送っていただけるように施設環境を整え、事故・リスク対策委員会を開き事故等の原因を突き詰めて防止に努める。
- ④ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行、感染症対策マニュアルを見直し、徹底した対策を講じ、集団感染の防止に努める。
- ⑤ 高齢者虐待防止の観点から、ご利用者対応についての施設内研修の開催をはじめ、委員会を設置しサービスの質の向上を図る。
- ⑥ 令和3年には介護保険法の改正の予定があり、職員全員が介護保険制度を理解し、必要な知識と技能を身につけると同時に、職員相互の信頼と協調を高める。
- ⑦ 施設の老朽化に伴う施設内外の環境・衛生面に配慮した修繕整備を行い、安心・安全な生活空間の維持向上に努める。
- ⑧ ご利用者に各種クラブ活動に参加していただくことで、創作の喜びと生きがい、季節を体感していただく。
- ⑨ ご利用者・ご家族・ボランティア・施設職員が一堂に会してふれあえる場として夏祭りを開催する。
- ⑩ 苑庭の草花や苗木を増やすことで、外に出る機会を持ち、植物を育てる楽しみを味わっていただく。
- ⑪ 身体機能の向上・維持の一環として各種訓練体操等を取り入れ、ご利用者の身体機能の向上・維持に努める。

2. 援 助 方 針

「食事」「入浴」「排泄」を介護の基本とし、楽しく生き甲斐を感じられる生活を送れるよう援助する。そのために、職員一人ひとりが介護に対する共通認識を持ち、ご利用者の個性や人格を尊重し、一般家庭での日常生活とできるだけ同じような生活環境の提供に努める。また、ホームへの入所による不安や孤独感を癒すよう心掛け、「生活の質」を重視しながら、人間らしい心の豊かさを失うことなく生活が継続出来るように援助をしていく。

(1) 食 事

食べることは生きていく上で必要であり、生活する上での大きな楽しみの一つである。栄養と味、色彩や季節感を考慮し、安心して安全なおいしい食事の提

供と栄養の補給・健康維持を目指す。

ご利用者が飽きることなく食事ができるよう季節感のあるバラエティに富んだ献立を提供すると共に、噛む力や飲み込む力の弱い方にも対応した刻み、ペースト食等の食事を提供します。そのほか、いつもと違った雰囲気を楽しめる出前食やデザートビュッフェ、手作りおやつの実演をするなど、食を通して心を潤し生きる希望につながるように努める。

また、ご利用者一人ひとりの健康状態にあった栄養ケア・マネジメントを行い、栄養状態の維持、改善だけでなく、豊かな食生活が送れるよう支援していく。

(2) 入 浴

ご利用者にとって入浴は楽しみであると同時に、清潔と健康保持に不可欠な日課である。身体を清潔にすることは、皮膚の汚れを落とし新陳代謝を促し、血行を良くすると同時に疲れを取り心身の安楽を図り、生きる意欲にもつながる大切な行為である。

高齢者や障害者は、心身機能の低下等が原因で身体の清潔を保つことが困難な状態に陥りやすくなるため、介護度の高い寝たきりの方や人の手を借りないと起き上がれない方には、特殊浴槽を使い、体調不良等により入浴が困難な方については、清拭を行うことにより清潔に保つ。また、全身を清潔にできないときや、汚れやすい部分を重点的にきれいにする必要がある場合は、部分浴や部分洗浄を行う。

リラックスして入浴していただけるようご利用者と介助者のふれあいを大切にし、ゆったりと入浴できるよう心がけ、同時に皮膚状態の観察をする。

また、ボランティアのみなさんにご協力をいただき、入浴後のスムーズな対応や、ご利用者の負担軽減を心がける。

(3) 排 泄

排泄は生命を維持するために行われる物質代謝の結果生じた老廃物を体外に排出することであり、排泄の状態を知ることは、健康状態を知ることである。しかし、排泄介護は、ご利用者の尊厳に関わる場面であるから、快適で心地よい生活を守るための排泄ケアとは、どのようなものかを念頭に、ご利用者一人ひとりの立場に立ち、羞恥心とプライバシーの保護に配慮し尊厳と自立心を支持するような排泄介助に努める。

(4) 生活援助

ご利用者の入所時から終末まで、ホームでの生活が心豊かで明るく楽しい老後となれるよう適切な施設サービス計画を立てていく。

ご利用者は施設内に閉じこもりがちで、社会性の少ない生活になりやすいため、職員はご利用者のより良い援助者になれるよう、日々観察しご利用者の残存機能を維持・改善できるよう工夫をしていく。

ご利用者は家庭を離れて生活しているので、ご家族とのふれあいを切に願っている。そうした思いを真摯に受け止め、ご家族に面会や行事への参加を呼びかけるなど相互のふれあいの場を増やしていく。また、新たな行事計画、レクリエーションなどを立案し、日常の生活がハリのあるものになるよう援助していく。

- ① 明るく快適な生活空間の創出
- ② ご利用者のご家族とのコミュニケーションの充実
- ③ 余暇活動や斬新な行事の実践

(5) 健康管理

ご利用者が健康で快適に過ごし、充実した生活を送れるよう個別対応に努める。

1) 日常の健康管理と維持

- ① ご利用者の健康状態を把握し、個々の健康管理をする。
- ② 把握した健康に関する情報を看護日誌に記載し、ご利用者の健康情報を共有する。
- ③ 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等の状況を把握し、状況に応じた個別の支援方法を工夫する。
- ④ 柔道整復師による月2回（第2・4火曜日）の機能訓練指導を行う。
- ⑤ 感染予防の一環として、ご利用者はもとより全職員にインフルエンザワクチンの接種を実施する。
- ⑥ 褥瘡委員会を開催し褥瘡の防止に努める。

2) 疾病の早期発見

- ① 健康に関する情報を基本に、疾病の早期発見、治療に努める。
- ② ご利用者の検診を実施する。
- ③ 早期発見・治療のため、週2回嘱託医による回診を受診し、健康状態の把握に努める。
- ④ 嘱託医の指導の下に、慢性疾患の悪化予防と適宜保険指導に努める。
- ⑤ 高齢者に多い排便障害、尿路感染症、脱水等の予防に努める。
- ⑥ 通院及び入院については、嘱託医の指導・助言の下に協力病院と連携し、適切に対応する。
- ⑦ 通院及び入院中の状況は、必要に応じて看護日誌に記載し、個別援助の参考とする。
- ⑧ フットケアの充実、特に浮腫、糖尿病、白癬症の方を注意しながらケアを行い合併症予防に努める。

3. 地域との交流

地域福祉のための社会資源として地域の人々と交流の輪を広げ、地域の社会福祉施設としての役割を自覚し、施設の開放を図っていく。

(1) 広報活動

広報誌を定期的（年1回）に発行してご家族や関係者等に配布することにより、施設での生活状況や行事の様態等の情報を提供していく。また、ホームページを定期的に更新し情報の発信をしていく。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティアのみなさまを積極的に受け入れご協力いただくことにより、ご利用者とのふれあいを促進し、介護サービスの向上を図る。

(3) 地域社会との交流

地域の行事や買い物等に積極的に参加するとともに、地域のみなさまを夏祭り等の施設行事に招いて交流を深めることにより、ご利用者の感性を刺激し、併せて地域のみなさまの施設に対する理解と認識を深めていく。

4. 実習・体験学習等の受け入れ

(1) 実習生の受け入れ

福祉施設としての役割と機能を生かし、介護福祉関連の教育機関等からの実習生を受け入れ、介護職員としての介護技術の習得と資質向上に寄与する。

(2) 介護等体験事業の受け入れ

茨城県内において、義務教育教員免許志願者の介護等体験が必須となったことを受け、5日間にわたりホームまたはデイサービスでの体験を受け入れる。

(3) 児童・生徒の体験学習の受け入れ

学校教育においても、体験学習やボランティア参加を必須とする傾向にあり、施設でも小学生や中学生、高校生を積極的に受け入れ、様々な体験を通して、地域社会における老人福祉施設の役割や、ご利用者の生活実態や職員の働く姿を知ってもらうことにより、社会勉強の一助としてもらう。

5. 非常災害対策

職員がご利用者を安全に避難・誘導させるとともに、防災資機材の習得の訓練を実施する。

総合訓練は、消防署と消防設備保守点検業者の立ち会いのもと、ご利用者が速やかに安全な場所へ避難出来るよう誘導するとともに、消火散水栓、消火器等の操作を実体験する。水防法の改正により、浸水想定区域の要配慮者利用施設については水害想定避難訓練の義務化があり本年度も実施する。

災害に対するマニュアルや災害時事業継続計画を活用すると共に、見直しを行いより良い対応が出来るよう検討し、職員に周知、徹底する。

(1) 年間の訓練の実施

1) 総合訓練（年2回）

消防署及び消防設備保守点検業者の立会いのもと、火災通報、ご利用者の避難誘導、職員による消火器を使った消火訓練、消火栓を使った放水訓練を行う。

通所介護のご利用者にも積極的に参加してもらい、在宅での防災意識の向上を図る。

2) 伝達訓練

災害発生時に迅速に連絡を伝達できるように、職員緊急連絡網を使用した伝達訓練を実施する。

3) 夜間想定避難訓練

夜間に火災が発生したことを想定し、ご利用者を迅速に安全な場所へ誘導する。避難訓練を実施、宿直員にも積極的に参加してもらう。

4) 水害想定避難訓練

浸水想定区域に指定されており、水害の危険が高まったことを想定し、ご利用者を迅速に2階へ誘導する。

(2) 災害への備え

1) 日頃からの備え

消防署及び消防設備保守点検業者による指導及び定期点検等の際の指摘事項を遵守し、常日頃から防火扉や非常口付近等の整理整頓等に努める。

2) 食料の備蓄

災害に備えて、飲料水・食糧を3日分備蓄管理する。(ローリングで管理)また、万一の災害に備え、市内食料品店との間で1回50食分の昼食、夕食の供給契約を締結している。

(3) 災害時相互応援協定

県の指導に基づき、平成26年1月から坂東市の特別養護老人ホーム「ハートフル広侖」及び守谷市の特別養護老人ホーム「峰林荘」との間で、災害時相互応援協定を締結している。

6. 会 議

- 介護サービスの向上と事故防止を図るため、各種会議を行い、より良い介護技術の向上をめざす。
- 各部署の連携を図り、業務の円滑化と意識向上をめざす。

会議名称	開催予定日	会議出席予定者	主な会議内容
施設会議	毎月 第3木曜日	施設長、事務長、各課課長、 各部署の主任等	・施設内での各検討会や他 部署会議での意見、要望 等を集約・調整、連絡
ケース検討会 給食会議	毎月下旬 ※勤務表による	施設長、施設介護課長、係 長、生活相談員、看護職、 管理栄養士、介護支援専門 員、介護職全員	・各グループ会議での内容 を集約し、ご利用者の生 活援助について協議検 討する ・献立について検討する
グループ会議 ・事故リスク管理検討 ・身体拘束廃止検討 ・感染症対策検討 ・食事検討 ・排泄検討 ・入浴検討 ・口腔ケア検討 ・高齢者虐待防止	毎月1回 又は必要時 グループご とに開く	各グループ 介護職員2～3名、看護職 員 必要に応じ、施設長、事務 長、各課課長、生活相談員、 介護支援専門員、管理栄養 士	・グループテーマの検討と マニュアル作成、更新 ・ケース検討会、主任会議 の決定事項を確認し経 過検討する
サービス担当者会議	毎月 第1水曜日 随時	介護支援専門員、生活相談 員、看護職員、管理栄養士、 介護職員 新規ご入所者	・多職種で集まり、ご利用 者の援助目標、サービス 内容を検討する
入所検討委員会	隔月（奇数） 第4水曜日	施設長、生活相談員、介護職員、 看護職員、介護支援専門員、外 部より第三者委員2名	・新規の施設入所者の検討
行事企画会議 レクリエーション会議 クラブ活動会議	3ヶ月に1回 （行事企画） 定期的 （レク・クラブ 活動）	各グループ 介護職員3～4名 介護職主任、必要に応じ看 護職員	・季節に見合った催し物、 レクリエーション内容の 検討 ・クラブ活動係内容の検討

※各会議は業務時間内に実施

7. 研 修

外部機関等が主催する各種研修会に職員を積極的に参加させ、各職員の知識を高めるとともに、研修で得た知識を他の職員に周知を図り、全職員の能力向上、資質の向上に努めていく。

- 茨城県社会福祉協議会、茨城県老人福祉施設協議会、全国老人福祉施設協議会等が主催する研修会への積極的な参加→毎月開催されるケース検討会で発表（施設内での研修）
- 施設長研修、管理者研修、考課者研修、新任職員研修、中堅職員研修、会計研修、リスクマネジメント研修、クレーム対応研修（苦情解決研修）、接遇研修、感染症対策研修、身体拘束廃止研修 外
- 口腔ケア研修、サービス向上研修、栄養マネジメント研修、看護職員研修、施設ケアマネジャー研修 外
- 必要に応じて介護職による痰吸引・胃ろう管理に関する研修
- 高齢者虐待防止研修、医療的視点による対応についての勉強会などの施設内研修
- オンライン動画研修（約3分）を取り入れ、職員毎に空いた時間を活用して研修をする。

令和2年度の主な行事予定

介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業

月別	行事	内容
令和2年	お花見	苑庭に出て桜を見物する
4月	お好み出前食	ご利用者の好みの物を注文して、昼食をとる
	季節の飾り作り	春の飾り物を作り、掲示する
5月	鯉のぼり見物	岡堰まで鯉のぼりを見物に行く
	バーベキュー	苑庭に出てバーベキューを楽しむ
	フラワーアレンジメント	フラワーアレンジメントをする
6月	さつまいもの苗植え	2階庭の畑で苗植えをする
	デザートビュッフェ	好きなデザートを選んで、おやつに食す
7月	七夕・すいか割り	すいか割りをして、おやつに食す
	買物	出張の衣料品店で好きな服を購入する
8月	お好み出前食	ご利用者の好みの物を注文して、昼食をとる
	夏祭り	地域の方を招き、苑庭にて出店や盆踊りを楽しむ
9月	敬老式典	長寿のお祝いをする
	季節の飾り作り	秋の飾り物を作り、掲示する
10月	運動会	苑庭にて、運動会を楽しむ
	収穫祭	育てた「さつまいも」を収穫し、食す
	デザートビュッフェ	好きなデザートを選んで、おやつに食す
	ピクニック	近隣の公園まで外出し、昼食をとる
11月	芋煮会	収穫した「さつまいも」で芋煮を作り食す
	季節の飾り作り	クリスマスの飾り物を作り、飾る
12月	クリスマス会	クリスマスプレゼントをサンタから貰い、パーティをする
	お好み出前食	ご利用者の好みの物を注文して、昼食をとる
	年末カラオケ大会	お茶や、おやつを食べながらカラオケを楽しむ
令和3年	新年祝賀会	新年のお祝いをする
1月	初詣	施設内に神社をつくり、初詣をする
	書初め	年の初めに書道をおこなう
2月	節分	豆まきをする 恵方巻きを作り昼食とする
	おやつ作り	チョコレートを使ったおやつ作りをする
3月	ひな祭り	雛飾りと記念撮影のほか、桜餅を作り食す
	お好み出前食	ご利用者の好みの物を注文して、昼食をとる
	季節の飾り作り	春の飾り物を作り、掲示する
その他	○毎月第二土曜日は月の誕生日会を実施する ○毎月第三土曜日に買い物を実施する	

令和2年度 事務事業計画

月別	主な事務事業	
令和2年 4月	○辞令交付	○退職共済関係状況届
	○ボイラー保守点検	○施設床清掃
5月	○令和1年度事業報告書作成	○令和1年度決算書作成
	○監事監査	○理事会開催
	○労働保険申告	○消防訓練（総合）
	○消防設備保守点検	○空調保守点検
	○害虫防除（全域）	
6月	○評議員会開催	○職員互助会総会
	○職員健康診断（全員）	○現況報告書提出
	○ファイリング過年度文章整理	○防災訓練（水害）
	○期末勤勉手当支給	○ボイラー保守点検
	○ばい煙測定	
7月	○社会保険算定基礎届	○公益法人収支計算書提出
	○夏祭り計画会議	○害虫駆除（厨房）
8月	○防災訓練（伝達）	○受水槽清掃点検
	○夏祭り	
9月	○空調保守点検	○害虫駆除（全域）
10月	○空調保守点検	○ボイラー保守点検
11月	○職員インフルエンザ予防接種	○年末調整説明会
	○消防訓練（総合）	○消防設備保守点検
	○害虫駆除（厨房）	
12月	○職員健康診断（夜勤者）	○期末勤勉手当支給
	○年末調整業務	○人事考課勉強会
	○ばい煙測定	○施設内清掃
令和3年 1月	○源泉徴収票提出	○給与支払報告
	○広報誌の発送	○害虫駆除（厨房）
2月	○令和3年度事業計画書作成	○令和3年度予算編成
	○自動車減免申請手続	○消防訓練（夜間想定）
	○空調保守点検	
3月	○理事会開催	○利用者確定申告
	○時間外労働協定書提出	○ボイラー保守点検
	○害虫駆除	

(介護予防) 短期入所生活介護事業

1. 目的

ご利用者の心身の状態を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 運営方針

- (1) 指定短期入所生活介護事業所として、ご利用者またはそのご家族に契約内容を十分に説明し、双方合意の上契約を締結する。
- (2) ご利用者が、社会交流ができるように日常生活の中で施設入居者との交流を図る。
- (3) 「明るく家庭的な雰囲気」をモットーに、健康的で生きがいを感じられる生活環境づくりに努め、施設の多くの行事にも積極的に参加できるよう援助する。
- (4) ご利用者またはそのご家族との信頼関係を大切にし、介護支援専門員との連携を図る。また、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議に参加し、ご利用者の情報共有を図り、より良いサービスの提供に努める。
- (5) 市から依頼を受け、虐待や認知症、身元不明等により緊急保護を必要とする高齢者を一時的に受け入れることにより、ご本人及びそのご家族の安全と負担軽減を図る。また、緊急のサービス提供にも速やかに対応する。
- (6) 相当期間以上にわたり継続して入所するご利用者については施設サービス計画書を作成する。
- (7) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、適切に対応する。

3. 事業内容

- (1) 生活指導・・・施設での生活の様子や入浴、排泄、健康状況等を連絡ノートに記載しご家族からは自宅での様子を記載していただくことにより、よりよいサービス提供に努める。
- (2) 健康管理・・・利用期間中の健康状態の把握に努め、状況に応じて適切な対応に努める。利用の終了にあたっては、ご家族に利用中の健康状態を伝え、在宅生活についての助言等を行う。
- (3) 機能訓練指導・・・レクリエーションやリハビリ体操を通して、介護予防や機能向上に努める。
- (4) 入浴サービス・・・身体を清潔にし、入浴による血行促進と心身の癒を図る。
- (5) 食事の提供・・・ご利用者に適した安全で美味しい食事を提供する。
- (6) 行事への参加・・・誕生会、買い物など、施設の行事に積極的に参加できるよう援助する。
- (7) 送迎サービス・・・施設の車で、ご自宅まで送迎する。

通所介護事業

1. 目的

在宅の独居及び虚弱、認知症高齢者等に対し通所事業により各種サービスを提供し、当該高齢者等の自立への援助、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上、回復を図ると共に、ご家族等に対する介護相談、支援等の援助サービスを通して介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る。

なお、運営は「取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置及び管理に関する条例」に基づき、取手市からの事業を受託して行なう。

2. 運営方針

ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密に連携を図りながら、ご利用者の要支援、要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努める。

また、介護保険法に基づき年に2回の運営推進会議を開催し、ご利用者やご家族、地域住民の代表者、関係機関等からの要望等を聞き、提供サービス等を明らかにし、サービスの質の確保・向上を図る。

3. 援助方針

- (1) 個々のご利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行うものとする。
- (2) サービス計画書に沿った通所介護計画をたてる。
- (3) 通所介護計画の目標及び内容については、ご利用者又はご家族に説明を行なうと共に、その実施状況や評価についても説明を行なう。
- (4) 残存機能の維持向上をめざし、状態にあった機能訓練を行うとともに、各種介護器具や場所の提供を行う。
- (5) ご利用者に対する安全確保のために、家庭やセンター内での健康状態に留意する。
- (6) 在宅における介護についての相談や支援を行なう。

4. 実施要領

(1) 対象者

要支援・要介護者。日常生活支援総合事業対象者。

5. 事業内容

(1) 生活指導

○事前調査・・・ご利用者の状況を調査し、ご家族、ケアマネジャーからも状況確認をする。

○プログラムの設定・・・ご利用者やそのご家族との話し合いにより、そのニーズに添ったプログラムの設定を行う。

(利用日、送迎方法、食事の内容、入浴の方法等)

- (2) 日常動作訓練
 - 在宅での生活に必要な動作の訓練を行う。在宅で出来る訓練の助言を行う。
 - 介護予防具等を使ったトレーニングを行う。
 - 介護老人保健施設緑寿荘と連携し、毎週水曜日にリハ職を派遣してもらい、ご利用者にあった機能訓練を提供する。
- (3) 入浴サービス
 - ご利用者の意思及び、健康チェックにより入浴の可否を決める。
 - 心身状況によって、一般浴又は機械浴に決める。
- (4) 健康チェック
 - 送迎の際、家庭での健康状態を確認する。
 - センターでの状態確認・・・血圧、体温、脈拍、問診、観察等。
 - 月に一度体重測定を実施し、身長、BMI（肥満指数）、直近1～3ヶ月における3%以上の体重減少の有無を確認し担当ケアマネジャーへ報告すると共に、低栄養状態の方の早期発見に努める。
- (5) 教 養
 - 季節感を取り入れた外出や、ボランティアとの作業により社会との交流を図る。
 - 利用者間の対人関係等について平素から気を配り、ご利用者同士の円満な交流が図れるように援助する。
- (6) 給食サービス
 - 管理栄養士がご利用者の心身の状態によって内容を考慮し、適切な栄養のバランスを考えた献立で季節感を味わえる食事を提供する。
 - 低栄養状態の早期発見、低栄養の方には管理栄養士が改善に向けての提案をする。
- (7) 送 迎
 - 送迎車で「玄関から玄関まで」を原則とし、ご利用者の安全を基本に安全運転で送迎する。車内での他利用者との会話や交流等、楽しい雰囲気をつくり、送迎コースの工夫により効率的な送迎に努める。利用中の様子をご家族に伝え、情報の共有に努める。
- (8) 行事娯楽
 - 家庭的な雰囲気作りをして、季節感が味わえるようなレクリエーション活動や、外出の機会を作る。
 - 趣味活動として、書道・工作・カラオケ等を実施していく。
- (9) 居宅介護支援事業所との連携
 - ご利用者の状態に変化があった場合、速やかに報告する。毎月の利用状況を報告。
 - 担当者会議に積極的に参加し、情報の共有をする。

6. 令和2年度の目標

- 全てのご利用者楽しんでいただく。ご利用者、ご家族、介護支援専門員と情報共有し、ニーズの把握に努め、日頃のサービスに反映させていく。
- 様々なニーズに応えるため、業務の効率化、介護技術・状況判断能力の向上を図る。
- 各居宅介護支援事業所との関係性を強化し、安定した稼働・顧客獲得を目指す。

令和2年度の主な行事予定

通所介護事業

月 別	行 事	内 容
令和2年 4月	外出行事	苑庭やさくら荘、柏市のあけぼの公園へお花見に出かける
	ふれあい農場鍬入れ	畑に野菜を植えるための土作りを行う
	紙すき体験	牛乳パックをほぐし、紙すきをしてハガキを作成する
5月	菖蒲湯	浴槽に菖蒲を入れ、端午の節句の季節感を味わいながら入浴していただく
	外出行事	守谷市四季の里公園へ外出しあやめ見物をする
	母の日	ちぎり絵カードを作成、女性利用者へプレゼントする
6月	父の日	ちぎり絵カードを作成、男性利用者へプレゼントする
	外食行事	近隣のお店へ行き、外食を楽しむ
	フラワーアレンジメント	フラワーアレンジメントをする
7月	七夕飾り	七夕飾りを作成する。短冊に願い事を書き、笹に飾る
	工場見学	近隣の工場見学をする
	流しそうめん	流しそうめんを行い、季節を感じていただく
8月	お祭り・スイカ割り	綿菓子作り、ヨーヨー釣り等して、お祭りの雰囲気を楽しむ
	うどん作り	うどんを打ち昼食とする
9月	敬老週間	和菓子・洋菓子の提供をする 職員による出し物実施
10月	運動会	玉入れ、パン食い競争などの競技を行う
	外出行事	柏市のあけぼの公園のコスモスを見に出かける
11月	外出行事	菊花展見学に外出する
	外食行事	近隣のお店へ行き、外食を楽しむ
12月	年忘れ週間	パーティー形式で大皿盛りの料理を提供、お話ししながら食事を楽しんでいただく ビンゴ大会や、カラオケ大会を実施する
	柚子湯	浴槽に柚子を入れ、冬至を感じながら入浴していただく
	干支だるま作り	風船、新聞紙を使い、丑のだるまを作成する
令和3年 1月	初詣週間	つくば市の千勝神社に初詣に出かける
	書初め	年の初めに書道をおこなう
2月	節分	豆まきをする 恵方巻きを作り昼食とする
	干しいも作り	畑で収穫したさつまいもで干しいもを作る
3月	ひな祭り	雛飾りを見物に外出する
	外出行事	苺狩りに出かける
※ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月おやつ作りを行う ○ ホームの行事参加することができる ○ 行事写真のスライド上映を行う 	

取手市配食サービス事業

1. 目的

食生活で援助を必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた質の高い食事を提供するとともに、ご利用者の安否の確認等を行う。

2. 方針

栄養バランスのとれた食事の提供、ひとり暮らしの方の孤独感の解消、安否確認による緊急事態の早期発見・対応・連絡を図る。

3. 事業内容

取手市受託事業（任意事業対象者：介護予防支援事業対象者）

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象にした取手市の行う配食事業を受託し実施。

希望者が民生委員や介護支援専門員等を通して取手市高齢福祉課へ申請し、担当者が調査のうえ、介護度等により調整しながら配食の回数等を決定する。

- ・配食日 週5日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配食地域 戸頭・野々井・寺田・米ノ井・西・稲・岡・新町の一部
- ・食数 1日 30食程度
- ・調理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 配食車で、2名1組で配達
- ・費用 1食400円（利用者負担分）、1食575円（市補助分）

公益事業

1. 居宅介護支援事業

1. 目的

介護保険法の理念に基づき適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう介護支援を提供する事を目的とする。

2. 運営方針

- (1) 被保険者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談支援を行う。
- (2) 被保険者が要介護認定等にかかる申請を行う場合、その者の意思を尊重して必要な協力及び支援をおこなうものとする。
- (3) 要介護者等の選択によりその者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業所と連携しながら、総合的かつ効果的に介護計画を提供するように努めるものとする。
- (4) 市区町村から介護保険訪問調査の委託を受けた場合は、公正かつ中立な立場で適正な調査を行うものとする。
- (5) 要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場になって、要介護者に提供されるサービスの種類が特定の事業所に偏る事のないように努めるものとする。
- (6) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、特定相談事業所等との連携に努める。

3. 事業内容

- (1) 介護保険認定（新規・更新・区分変更）の申請代行
- (2) 居宅サービス計画書の作成をはじめとするケアマネジメント業務
- (3) 地域包括支援センターからの介護予防プラン作成の委託業務
- (4) 給付管理業務（介護予防ケアマネジメント業務委託料請求を含む）
- (5) 市区町村からの介護保険認定調査の委託業務

4. 令和2年度 目標

平成30年度の介護報酬改定で地域包括ケアシステムの深化・推進が進められ、取手市でも地域や医療介護の連携の強化を図る事業が進められている。当事業所についても、取手市や4つの地域包括支援センター等の取り組みに積極的に参加していく。

令和元年度より居宅介護支援専門員を増員しており、事業所が安定した運営ができるよう努める。取手市介護支援専門員連絡協議会の活動に積極的に参加し、地域の介護支援専門員と共にケアマネジメントの質の向上を図る。

2. 配食サービス事業

○ふれあいの郷独自事業

取手市事業の要件に満たない近隣の希望者やデイサービス利用者に対して、ふれあいの郷が独自に実施している事業。

直接申込または民生委員や介護支援専門員から申し込みを受ける。

- ・配食日 週5日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配達地域 新取手・野々井・ゆめみ野・上高井・下高井地区
- ・食数 1日10食程度
- ・調理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 車にて事務員が配達
- ・費用 1食600円

3. 地域貢献事業

○一般介護予防事業の送迎

取手市第3圏域日常生活支援体制整備事業の中で、NPO法人西部ふれあいクラブが、音楽ケア体操（一般介護予防事業）を行いたいとの意見を出し、場所の提供を社会福祉法人香寿会の特別養護老人ホームさらの杜が行うことが決定する。自力で通うことができない方に、移動手段があれば利用しやすいとの事から、社会福祉法人である当事業団に送迎業務の支援の依頼があり、平成29年7月から送迎支援を開始する。

- ・対象者 第3圏域に在住の65歳以上の方、事業対象者、要支援者
- ・実施日 毎月第2、4木曜日
- ・費用 実施場所（さらの杜）を中心に半径1km/20円

○地域共生事業

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のための事業を実施する。使用頻度の低い集会場等を活用し、地域と施設の交流の機会を作る。